

宇部市水道局請負工事成績評定要領

（目 的）

第 1 条 この要領は、工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、受注業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第 2 条 評定の対象は、原則として 1 件の請負契約金額が 5 0 0 万円以上の請負工事とし、成績評定点と所見の記述により行うものとする。ただし、1 件の請負契約金額が 5 0 0 万円未満の工事については、所見の記述のみとする。

2 前項に定めるもので市工事検査室に検査を委託した場合については、この要領を適用しない。

（評定者）

第 3 条 評定を行う者は、宇部市水道局工事執行規程（令和 4 年水道事業管理規程第 5 号）第 2 条において準用する宇部市工事執行規則（昭和 4 7 年規則第 1 8 号）第 2 0 条に規定する監督職員及び宇部市水道局工事検査要綱（令和 4 年 4 月 1 日制定）第 6 条に規定する検査職員とする。

（評定の内容）

第 4 条 評定者は、工事の施工状況、目的物の出来形、品質及び V E 提案等について評価を行うものとする。

（評定の方法）

第 5 条 評定者は、工事ごとに独立して的確かつ公正に評定を行うものとする。

2 評定は、別に定める工事成績評定表により行うものとする。

（評定結果の報告等）

第 6 条 工事担当課長は、工事の完成後速やかに、評定の結果を検査職員に提出するものとする。

2 検査職員は、工事の完成検査を完了したときは、当該評定の結果をとりまとめて工事成績評定表を完成し、速やかに財務課長に送付するものとする。

3 財務課長は、前項の工事成績評定表を、速やかに当該工事担当課

長（受託工事にあつては、工事担当課長を経由して委託課長（予算担当課長））に送付するものとする。

- 4 財務課長は、工事成績評定表を随時、宇部市水道局建設工事等請負業者指名審査委員会へ報告するものとする。

（評定結果の通知）

- 第7条 財務課長は、評定の結果を工事成績評定の結果について（通知）（様式第1号）により、速やかに当該工事等の受注者に通知するものとする。

（評定の修正）

- 第8条 財務課長は、前条の通知をした後、工事担当課長及び検査職員と協議の上、当該評定を修正する必要があると認められるときは、修正等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 財務課長は、前項の修正が有ったときは、直ちにその結果を工事成績評定結果の修正について（通知）（様式第1号の2）により、当該工事の受注者に通知するものとする。

（説明請求等）

- 第9条 財務課長は、第7条又は前条第2項の通知を受けた者から、評定の内容について、説明を求められたときは、工事担当課長及び検査職員と協議の上、速やかにこれに応じるものとする。

- 2 第7条及び前条第2項の通知を受けた者は、通知の日から起算して14日（休日を含む。）以内に工事成績評定説明請求書（様式第2号）により、財務課長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 3 財務課長は、前項の規定による説明を求められたときは、工事担当課長及び検査職員と協議の上、工事成績評定に係る説明について（回答）（様式第3号）により回答するものとする。

（評定結果の公表）

- 第10条 財務課長は、第7条又は第8条第2項の規定により、当該受注者に通知した評定の結果又は評定の結果の修正を水道局第二庁舎1階閲覧コーナーにおいて閲覧に供することにより公表するものとする。

- 2 前項の公表の開始日及び終了日は、次のとおりとする。

開始日 受注者に通知をした後、又は当該受注者から説明要求があった場合はその回答が終了した後、速やかに行うものとする。

終了日 開始日から6箇月を経過した以降最初の9月30日又は3月31日とする。

（その他）

- 第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、水道事業管理

者が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和４年４月１日から施行する。

(宇部市上下水道局請負工事成績評定要領の廃止)

2 宇部市上下水道局請負工事成績評定要領(平成２６年上下水道局要領)は、廃止する。